

施行目前！改正クリーンウッド法

暮らしに関わる クリーンウッド法

住宅や家具、紙など私達の生活に欠かせない多くのものが、木材から作られています。木材は、森林が育む自然の恵みです。一方、違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあります。

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・木材製品の利用を促進することを目的として、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が平成28年に議員立法として成立し、平成29年5月に施行されました。

合法性が確認された木材・木材製品が広く一般に流通する社会を推進するため、川上・水際の木材関連事業者、取り扱う木材・木材製品の合法性の確認等を義務付けることなどを盛り込んだ改正クリーンウッド法が令和5年4月に成立し、令和7年4月1日から施行されます。（改正クリーンウッド法の詳細は「林野」令和5年6月号No195を参照）

施行に向けた取組

林野庁では4月からの改正クリーンウッド

法施行に向けて、関係者に対する制度の周知や事業者支援に向けた取組等を進めています。

(1) 説明会・研修会等の開催

クリーンウッド法の円滑な運用には、素材生産販売事業者、木材関連事業者、地方公共団体等様々な関係者の協力が不可欠です。このため、林野庁主催の研修会や、業界団体等主催の説明会等において、担当者

より改正の詳細に関して関係者向けに令和6年4月～12月に延べ35回の説明を行いました。このうち林野庁主催で行った、合法性確認の具体的な手法等も含む実践的な研修会「改正クリーンウッド法の制度説明及び指導者養成講座」では、全4回（対面・オンライン併用）で1,200人以上の方にご参加いただきました。

2月25日（火）にも、農林水産省7階講堂にて施行前最後の説明会を開催する予定です。



改正クリーンウッド法の制度説明及び指導者養成講座



(2) クリーンウッド・ナビを通じた情報発信

林野庁の情報提供サイト「グリーンウッド・ナビ」では、改正グリーンウッド法や政省令の条文だけでなく、詳細な運用説明資料やQ&A、合法性確認の手続きをまとめたフローチャート等、新制度の理解に役立つ情報を積極的に発信しています。

3月には改正グリーンウッド法に対応した全面リニューアルを予定しています。

(3) パンフレット等の作成

令和6年度事業として、事業者や消費者向けのパンフレットやリーフレット、チラシを作成しています。今年度中にはグリーンウッド・ナビにデータを掲載するとともに、今後のイベントでの配布などによる活用を見込んでいます。

(4) システムの開発

事業者負担の軽減を目的とし、改正グリーンウッド法に基づき事業者が行う記録の作成や伝達等を電子的に行えるシステムの開発を進めており、4月からの運用開始を予定しています。

おわりに

改正グリーンウッド法の施行により、国内に流通する全ての木材・木材製品の合法

性確認が行われることとなり、皆様に木材・木材製品をより安心して利用していただける社会の実現につながることが期待されます。森林・林業関係者や木材関連事業

者の皆様はもとより、流通関係者や消費者等広く国民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



事業者や消費者向けのパンフレット等